**物品売買契約書（単価契約）**

１．契約番号

２．件名

３．品名、規格、契約単価及び数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 規　格 | 単　価 | 予定数量 |
|  |  | 円 | （単位） |

（契約単価は、表の単価に消費税及び地方消費税を乗じたものとする。）

４．契約期間　　　契約日翌日から令和　年　月　日まで

５．納入場所

６．契約保証金　　財務規則第１５６条の規定により免除

７．支払方法

　この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自１通保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

買受人　　住所又は所在地　　山梨県笛吹市石和町市部７７７

　　 笛吹市

職 ・ 氏 名　　笛吹市長　 　　　　 印

売渡人　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（令和５年９月１日から）

笛吹市物品売買契約約款（単価契約）

（総則）

第１条　買受人及び売渡人は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

２　売渡人は、契約書記載の物品を契約書記載の契約期間内に納入場所に納入し買受人に引き渡すものとし、買受人はその売買代金を支払うものとする。

３　売渡人は、この契約の履行につき、買受人の監督、指示に従わなければならない。

４　売渡人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

６　この契約書における期間の定めについては､民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする｡

７　この契約に定めのない事項については、笛吹市財務規則（平成２９年３月２４日規則第８号）の定めによるもののほか、日本国の法令に準拠するものとする｡

８　この契約について訴訟等の生じたときは、買受人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　売渡人はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ買受人の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

（検査等）

第３条　売渡人は、契約期間中、買受人の発注あるごとに、その都度買受人が指定する日までに同条第１号の物品を納入するものとし、物品を納入するときは、納品書を買受人に提出しなければならない。

２　買受人は、物品の納入を受けた日から１０日以内に、売渡人又は売渡人の指定する者の立ち会いの上、買受人が指定する場所で当該物品が契約の内容に適合するか検査を行わなければならない。

３　売渡人は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について意義を申し立てることができない。

４　売渡人は、第２項による検査に合格しない物品があるときは、当該物品を直ちに引き取り、買受人の指定する日までに引換え又は修補した物品を納入しなければならない。この場合においては、前３項の規定を準用する。

５　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損した物品の損失は、売渡人の負担とする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第４条　物品の所有権は、前条第２項又は第４項の検査に合格したときに売渡人から買受人へ移転し、同時にその物品は買受人に引き渡されたものとする。

２　前項の規定による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等は全て売渡人の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　買受人は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該契約不適合が買受人の責に帰すべき事由による場合を除き、当該物品の修補、代替物の引換え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、買受人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、期間内に履行の追完がないときは、買受人は、その不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに売買代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）売渡人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の性質又は買受人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、買受人がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　買受人は、第１項の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を売渡人に請求することができる。

４　前３項の請求は、買受人が第１項の契約不適合を知った日から１年以内に、その旨を売渡人に通知した上で行わなければならない。ただし、売渡人が物品の引渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（売買代金の支払）

第６条　売渡人は、検査に合格し、物品の引渡しが完了した後に、適当な分をとりまとめ、請求書により売買代金の請求をするものとする。

２　買受人は前項の請求書を受理した日から３０日以内に売買代金を支払わなければならない。

（履行延期等）

第７条　売渡人は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、買受人に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を申請することができる。

２　買受人は、前項の請求があった場合において、必要があると認めた場合には履行の延期又は契約の解除をするものとする。

（事情変更）

第８条　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、買受人売渡人協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

２　この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、買受人又は売渡人は契約単価の変更を申し出ることはできない。

３　この契約締結後において、売渡人の責めに帰さない事由により現品の確保ができない場合は、協議の上、相当品に変更することができるものとする。

（延滞違約金）

第９条　売渡人は、売渡人の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品の引き渡しが完了しない場合は、買受人に対して延滞違約金を支払わなければならない。

２　前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡し完了までの日数に応じ、未納部分の売買代金に対し民法第４０４条の規定による法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が１００円未満となるときは、この限りではない。

（支払遅延に対する遅延利息）

第１０条　買受人が、第６条による売買代金の支払いが遅れた場合において、売渡人は買受人に対して遅延利息の支払いを請求できる。

２　前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、売渡人の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第２項の規定による。

（買受人の解除権等）

第１１条　買受人は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

（２）売渡人の責めに帰する理由により納入期間内に納入を完了しないとき。

（３）正当な理由なく、第５条第１項の履行の追完がなされないとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　買受人は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（２）第７条又は第１３条によらないで契約解除の申請があったとき。

（３）売渡人の債務の履行が不能であるとき。

（４）売渡人がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）売渡人の債務の一部の履行が不能である場合又は売渡人がその債務の一部の履行を拒絶す

る意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することが

できないとき。

（６）契約の性質又は買受人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけれ

ば契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を

経過したとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、売渡人がその債務の履行をせず、買受人が前項の催告をして

も契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みのないことが明らかであるとき。

（８）売渡人又は売渡人の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又

は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

（９）売渡人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア　公正取引委員会が、売渡人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ　公正取引委員会が、売渡人に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ　売渡人（売渡人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

３　前２項各号によりこの契約が解除された場合は、売渡人は、違約金として予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額｛（予定数量－納入済数量）×契約単価｝の１００分の１０に相当する金額を買受人に支払うものとする。

４　第１項各号及び第２項各号によりこの契約が解除された場合において、売渡人は、買受人にその損失の補償を求めることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第１２条　売渡人は、前条第２項第９号のいずれかに該当するときは、買受人が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、予定数量に契約単価を乗じて得た金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

２　前項の規定は、買受人に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、買受人がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（売渡人の解除権等）

第１３条　売渡人は、買受人の帰すべき責により、契約の履行が不可能となった場合に契約を解除することができる。この場合において、売渡人は生じた損失の補償を請求することができる。

（費用の負担）

第１４条　この契約締結に要する費用及び契約書に定める以外の一切の費用は、売渡人の負担とする。

（協議）

第１５条　この契約に関し、疑義が生じたときは、買受人と売渡人が協議して定めるものとする。